

鎌倉市高齢者向け冊子協働発行に係る仕様書

名 称	鎌倉市高齢者向け冊子（2020 年度版・2021 年度版・2022 年度版）
規 格	A4 判（縦 297 mm×横 210 mm）※中綴じ、横書き、左開き
総ページ数	100 ページ以内
広告ページ数	全ページ面積に対し、30%以内
色	4C（フルカラー）
発行部数	15,000 部（広告クライアント分含む）／年
発行頻度	1 年に 1 回 計 3 回
発行日	令和 2 年（2020 年）10 月予定（初回）
納品頻度	1 年に 2 回
納品場所	鎌倉市役所、各支所（4 ヶ所）及び地域包括支援センター（10 ヶ所）
配布期間	令和 2 年（2020 年）10 月～令和 3 年（2021 年）9 月予定（初回分）
配布対象者	①窓口へ相談に来られた方 ②居宅介護支援事業所ケアマネージャー等 ③市内の介護保険利用者
配布方法	対象者またはご家族へ手渡し 市役所、支所、地域包括支援センター、市内介護事業所、病院、薬局等に配架
内 容	①高齢者向けのサービスや市内の施設等の情報 ②介護保険制度に関する情報 ③企業広告 ①及び②については、現在高齢者いきいき課で作成・配布している「高齢者暮らし・あんしんガイド（地域別発行）」、「鎌倉市高齢者サービスのご案内」及び「介護保険制度とは」に掲載している内容を想定しています。
発行元	鎌倉市及び協働事業者

- 冊子の編集、印刷製本等に係る費用は、協働事業者が全額負担するものとし、市は一切の負担がないものとする。
- 市は、冊子の作成に必要な情報、原稿を Word や Excel など電子データで提供するものとする。
なお、この情報は提供時点で正確なものであることに努め、市はその責任を負う。
- 広告募集は協働事業者の責任で行い、その広告収入で編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行う。
- 協働事業者は広告内容が「鎌倉市広告掲載要綱」及び「鎌倉市広告掲載基準」に抵触するものでないことを確認し、その内容を市に報告する。
- 校正は発行毎に最低 2 回以上とする。
- 広告内容に関しての一切の責任は、市は一切責任を負わず、協働事業者又は広告主が負う。
- 広告に「広告」という広告表記を記載する。
- 発行・内容に関して第三者から苦情等が生じた場合は、直ちに問題解決のために両者とも対応する。
- 協働事業者は、協定期間内において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 制作に当たり、全般にわたって市と連絡、調整しながら行うものとする。